

令和4年度

定期監査
結果報告書

(工事監査)

令和5年5月

藤枝市監査委員



藤 監 第 3 1 号
令和 5 年 5 月 2 4 日

藤 枝 市 長 北 村 正 平 様
藤 枝 市 議 会 議 長 山 根 一 様

藤 枝 市 監 査 委 員 鈴 木 正 和

藤 枝 市 監 査 委 員 深 津 寧 子

令和 4 年 度 定 期 監 査 結 果 報 告 (工 事 監 査)

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき定期監査（工事監査）を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により次のとおり報告します。

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

瀬戸谷総合管理センター非常用自家発電設備設置工事

予算所管課 スポーツ文化観光部中山間地域活性化推進課

工事担当課 環境水道部上水道課

3 監査の主眼及び方法

監査は、工事が適正かつ効率的に行われているかに主眼をおき、提出を求めた設計図書等について審査するとともに、関係者からの説明聴取及び工事現場において施工状況等の実地調査を行った。

なお、この監査にあたっては、公益社団法人大阪技術振興協会との技術調査業務委託契約に基づき、技術士の派遣を求め実施した。

4 監査の期日

令和5年1月17日から1月18日まで

5 監査の結果

監査した結果、工事関係等に必要な書類は整理され、工事も適切に施工されているものと認めた。しかし、技術士の調査結果から、安全管理に関する取組みや建設業退職金共済制度の共済証紙の取扱いなど、一部改善を要すべき点が見受けられたので、適正な施工管理に努めるよう指導した。

今回工事を行った瀬戸谷総合管理センターは、平成31年3月に策定された藤枝市国土強靱化地域計画において、大型非常用発電機を配備する中山間地域7施設のひとつに位置付けられている。非常用電源の確保は、災害時の停電による行政機能の大幅な低下を防ぐことにより、地域の防災拠点としての機能拡大を図るものであることから、今後は緊急時における取扱いマニュアルを整備し、災害時を想定した訓練や点検によるPDCAを繰り返すこととその精度を向上させるよう指導した。

施設所管課及び工事担当課については、今回の監査結果を活かし、これまで以上の工事管理の徹底を図るとともに、安全衛生の確保、コスト縮減、環境への配慮、職員の技術向上等により、適正で効果的かつ効率的な公共工事の執行に一層努められるよう要望する。

なお、技術的に細部にわたる事項、その他軽易な事項については、その都度関係者に指示したので、記述は省略した。